



八千代市監査公表第21号

平成31年2月1日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による教育委員会の監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象機関

教育委員会

- (1) 教育総務課（郷土博物館を含む。）
- (2) 学務課（少年自然の家を含む。）
- (3) 指導課（教育センター，適応支援センター，青少年センターを含む。）
- (4) 保健体育課（学校給食センターを含む。）

2 監査の範囲

平成30年度（平成30年10月末現在）における教育委員会所管の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

平成30年10月12日から平成31年1月24日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的のつとって執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（要望事項）は，次のとおりである。

所見

対象機関	区分	内 容
教育総務課	要望事項	<p>1 適正な事務執行体制について</p> <p>教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において、予算執行や行政財産使用許可申請等の事務処理が適正に執行されていない事例が散見されることから、組織における内部統制が有効に機能しているとは言い難い。</p> <p>このことから、教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び決算に関すること、事務局内の連絡調整に関することを所掌する教育総務課において、予算執行等の業務に係る法令等の遵守の徹底を周知するなど、事務局内の不適正な事務処理の改善を図るための効果的な対策を講じ、業務の適正性が確保される事務執行体制となるよう努められたい。</p>
郷土博物館		特に指摘，要望する事項はない。
学務課		特に指摘，要望する事項はない。
少年自然の家	要望事項	<p>1 少年自然の家のあり方の検討について</p> <p>少年自然の家については、設置の目的から、主に児童生徒が宿泊を伴う利用をしており、安全性には十分な配慮が必要である。</p> <p>しかし、耐震診断の結果、施設の一部において耐震性能の評価基準値を満たしていないとされているにもかかわらず、未だに耐震改修等の対応が図られていない状態であるため、施設の必要性も含め、早急にあり方の検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成 29 年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成 29 年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き施設の必要性も含め、早急にあり方の検討を進められたい。</p>
指導課	要望事項	<p>1 補助金交付事務について</p> <p>八千代市 P T A 連絡協議会への補助金について、補助対象団体の決算書を確認したところ、多額の繰越額が計上されていた。このため、補助金額の妥当性及び概算払いの必要性について検証されたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成 29 年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き補助金額の妥当性及び概算払いの必要性について検証されたい。</p>
教育センター		特に指摘，要望する事項はない。
適応支援センター		特に指摘，要望する事項はない。
青少年センター		特に指摘，要望する事項はない。
保健体育課		特に指摘，要望する事項はない。
学校給食センター		特に指摘，要望する事項はない。